

西条幼稚園 園長様

重要事項説明書についての同意書

私は、西条幼稚園の利用にあたって、当書類による内容を確認し、運営方針及び保育料等について同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ ①

子ども氏名① _____

子ども氏名② _____

令和8年度 特定教育・保育施設及び特定地域型保育 重要事項説明書
(2号・3号認定に限る。)

① 施設名称	西条幼稚園（幼稚園型認定こども園）	
② 設置者名	学校法人東広島中央学園	
③ 園の方針・目指すもの	<p>『心豊かで、やさしく、たくましい子どもに』</p> <p>西条幼稚園では、自ら目を輝かせ、様々なことに興味・関心を持って意欲的に何事にも取り組み、互いに協調して共に学び共感し感動しあえるような環境をつくっています。</p> <p>保育者のあたたかい見守りのもとで、以下を目標にしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の身の回りのことは、自分でできるよう努める ・集団生活の習慣、ルールを身につける ・ともだちと楽しく遊ぶ喜びを知る ・自然とふれあう喜びを知る ・人の話を集中して聞けるようになる力を身につける ・自分の思いや考えを相手に伝える力を身につける ・自らの目標を持って頑張り達成する力を身につける ・創意工夫をする力を身につける 	
④施設区分	特定教育・保育施設	幼稚園型認定こども園
⑤開園時間の定め	月曜～金曜日	土曜日
保育短時間	8:00～16:00	-
保育標準時間	7:30～18:30	-
延長保育（保育短時間）※有料	7:30～8:00 16:00～18:30	-
⑥施設休園日の定め	<p>土曜日、日曜日、国民の祝日、お盆休み（8月12日～15日）、 年末年始（12月29日～1月6日）、新年度準備日（3月31日）、休園日に行事を行った場合の翌週月曜日、創立記念日（3月2日）、その他園長が判断した日等（異常気象により警報等が発令した日等）</p> <p>※卒園式、入園式の日は該当学年以外は休み。 ※令和7年度実績となります。</p>	
⑦保育料	<p>月額25,700円</p> <p>満3歳児～5歳児は、「幼児教育・保育の無償化」の実施により0円。 3歳未満児については、東広島市（市町村）が定めた保育料による。（保育料は毎年9月に改訂の場合あり）</p>	
⑧保育料と別に支払う費用	内容	料金・徴収時期・対象園児
(1) 入園準備費	園舎・園庭の整備・園活動の充実に要する費用として	20,000円（1歳児）／入園時 進級する場合は下記準備費が必要となります。 20,000円（2歳児）／入園時または進級時 60,000円（3歳児）／入園時または進級時 ※入園時期による割引はございません。
(2) 施設整備費	施設内の充実に要する費用として	2,500円／月額（全園児）
(3) 教育環境充実費	教育の充実費として	2,500円／月額（満3歳児～5歳児） 6,500円／月額（1・2歳児）
(4) 保育環境充実費	保育の充実費として	2,500円／月額（保育短時間） 3,000円／月額（保育標準時間）
(5) 給食代	満3歳児以上の副食主食代として	7,800円／月額（満3歳児以上）
(6) おやつ代	17:30以降のお迎えの場合	100円／1回
(7) 絵本代	絵本代として	450円程度／月額（2歳児以上）
(8) スポーツ共済保険	スポーツ共済保険代として	250円～350円程度／年額（全園児）
(9) 卒園アルバム代	卒園アルバム代として	11,000円（年長進級時3月）
(9) 卒園記念品代	卒園記念品代として	2,200円（年長進級時3月）
(11) 卒園旅行代	卒園旅行代として	3,500円程度（5歳児11月頃）
(12) 保育短時間延長保育料	①7:30～8:00の早朝保育料として ②16:00～18:30の延長保育料として	200円／30分 100円／30分
(13) バス利用料	バスを利用の場合	4,500円（満3歳児～5歳児）
(14) 習い事教室月謝	課外教室の月謝として	各教室が定めた月謝 実費分
(15) その他の実費分	各行事等の実費分費用として	盆踊り・運動会・発表会・人形劇鑑賞等

⑨保育料等徴収について	毎月10日（土日祝の場合は翌日）の引落とし 呉信用金庫西条支店に口座の開設をお願いします。		
⑩準備物について	内容		料金・徴収時期・対象園児
制服等一式（スモック等含む。）	制服・制帽・体操服・通園かばん等の代金として		50,000円程度／入園時 （年齢により異なります。）
教材用品一式	園生活に必要な用品代金として		25,000円程度／入園・進級時 （年齢により異なります。）
⑪年間の主な行事			
行事		時期	
入園式（3歳児）		4月	
親子交流会（全園児） 新入園児歓迎会（全園児） 芸術鑑賞（2歳児～5歳児）		5月	
夏まつり（全園児）		6月	
盆踊り（全園児）		7月	
作品展（全園児）		9月	
運動会（全園児）		11月	
餅つき・クリスマス会（全園児）		12月	
発表会（3歳児～5歳児）		1月	
まめまき（全園児）		2月	
ひな祭り・お別れ会（全園児）		3月	
卒園式（5歳児）			
その他、園外保育・保育参観・祖父母参観等 ※令和7年度実績となります。			
⑫その他注意事項			
入園申込前には必ず園を訪問して下さい。教育・保育方針等やお子さまの状況等を確認させていただきます。 （☎082-422-2915にご連絡下さい。）			
登園は9時00分までをお願いします。10時00分よりクラス活動となります。			
熱が37.5℃以上ある場合、かぜ症状・嘔吐・下痢の症状がある場合は、登園を控えて下さい。登園後に37.5℃を超えた場合は、お迎えの連絡をさせていただきます。			
症状が落ち着いてから24時間は自宅で様子を見て、その後症状が平常時と変わらなくなってから登園を再開してください。			
お子さまがスムーズに新しい環境に慣れることができるように、入園後及び進級後2週間程度午前保育期間を設けています。			
終業式及び修了式は午前保育になります。			
登園時に不調又は高熱が疑われる場合は、職員が検温を行います。登園前にご家庭で機嫌の善し悪し、食欲の有無、発熱の有無、排便の状態等、いつものお子さまと様子が異なっていないかの確認と毎日の検温を欠かさずお願いします。			
投薬は医療行為となるため、原則として園では行いません。医療機関には通園していることをお伝え頂き、朝食後・夕食後の1日2回の処方ですむ薬（園での投薬が必要ないもの）にして下さい。			
やむを得ず薬を持参される場合は、投薬依頼書にご記入の上担任までお申し出ください。			
医療機関からの処方薬のみ投薬し、市販薬は投薬できません。			
麻疹（はしか）・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・インフルエンザ等の学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師に登園許可証を記入してもらい登園して下さい。			
保育中に容態の変化等があった場合は、あらかじめ指定された緊急連絡先へ連絡をするとともに、園医又は主治医に連絡を取り、必要な場合は医療機関に連れて行きます。			
アレルギーの程度によっては、給食を提供できない場合があります。			
離乳食の対応はありません。			
宗教による食事制限の対応はできません。			
教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報・秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。			
⑧の「保育料と別に支払う費用」と⑩の「準備物」は、年度ごとに変更又は追加する場合があります。			
園で知り得た情報を使用し、園内外での園関係者（保護者を含む）に対する誹謗中傷、政治活動・宗教活動への勧誘または物品等の販売及びその他のいかなる営業活動も行わないで下さい。			
園内での許可のない文書の配布、回覧、掲示等を行わないで下さい。			
お子さま又は保護者が園内外の関係器物等を破損させた場合は弁償（一部又は全額）をお願いします。			
正当な理由なく保育料等の2か月滞納の場合、契約解除（退園処分）となります。保育料の引き落としが指定日にできなかった場合は、事務手数料として別途500円徴収となります。			
法律の定めによる苦情処理第三者委員制度を設けております。園の運営は、一義的に園内で解決すべきこととされており、必要な場合は直接お話をし、誤解を防ぐため併せてご活用ください。 苦情受付責任者 副園長 三好京子 苦情解決責任者 園長 伊藤 薫 苦情処理に関する第三者委員 弁護士 近藤剛史 (082-962-9821)			

